



「女性のつどい」を終えて

会長 千葉 博子

標女連では「春の弥生の、この良き日」というひな祭りの歌の歌詞に合わせるように、毎年3月の第1日曜日に「女性のつどい」を開催しています。今年は6日に行いました。

午前中は講演を聞き、お昼はみんなで弁当を食べ、午後は楽器の演奏、そして終了後はバザーと、一日中盛りだくさんの日程で行いました。講演は、法テラスの弁護士さんによる「生活上の法的トラブルの実例と対処法」弁護士の立場」と題して、私たちの身近にあるトラブルについてスライドを使用して紹介してくれました。参加された皆

さんは真剣に話に聞き入っていたようで、私自身も時間が経つのを忘れてしまうほどでした。難しいと思っていた法律の話も、相談することで解決できる道があるということが分かり、一安心しました。

午後の演奏は、フルートとハーブによる素敵な曲の演奏で、会場がシーンと静まり返る中での演奏を満喫しました。アンコールの「ふるさと」を歌った時は、会場が一つになり、幸せなひとときを過ごすことができました。最後は、お楽しみ品のバザーです。たくさんの方々が展示物や物品を手にお買い求めくださいました。

一日を通して150人もの方々にご参加いただきました。参加された皆さん、また、準備や片付けにご協力いただいた皆さんに、標女連役員一同感謝しております。ありがとうございました。

山口 鈴代

3月6日、女性のつどいに参加しました。標女連の最大の行事ということで大勢の方の参加がありました。

講演は「生活上の法的トラブルの実例と対処法」弁護士の立場」というテーマでお話がありました。毎日のよう

に、テレビや新聞などでさまざまなトラブルが報道されています。どのようなお話が聞けるのかと楽しみにしておりました。

消費者被害については2世帯住宅に住んでいる方が、着物・帯・宝石などを買われ、約300万円を支払ったお話でした。業者は言葉巧みに商品を買わせたとのことでした。この話を聞いて、家族間の日頃の会話が大事であることを痛感しました。

相続については、案件によって個々で違うそうです

が、正式な文書で残すことが必要であることと、お金が絡むと、親子だからこそめめる例もあるとのことでした。

消費者トラブルについては、スマホをよく使用する若者がつけこまれやすいそうで、スマホを使用する際、簡単にクリックをしないようにとのことでした。

DVについては、昨年1年

間に約5万9千件の相談があったとのこと。「DV防止法」は、生活を共にしている夫婦、内縁関係にある人が適用されるそうです。最近多くみられる「デートDV」は、この法には適用されないのに注意しなければいけないそうです。弁護士さんは、法テラ

ス釧路に所属されている方で、とても分かりやすい説明でした。

いつ誰がトラブルに巻き込まれるか分かりません。トラブルに巻き込まれてしまった際には、一人で悩まず、家族や友人に相談をし、解決していかなければと思いました。それでも解決できない場合には、弁護士さんに相談しようと思えました。大変、勉強になる講演でした。

鳴川 純子

3月6日、標茶町「女性のつどい」が開催されました。一番心配していた天気もまずまずで一安心しました。会場へ向かう車中、偶然にもラジオで法テラスのことが放送されており驚きました。なぜなら今日は、法テラスの弁護士の先生に講演の依頼をしていたからです。

そして「生活上の法的トラブルの実例と対処法」弁護士の立場」の講演が始まりました。一人暮らしの老人が何組もの布団を買われた消費者被害の事例を、2人の弁護士さんの掛け合いでも分かりやすく説明してくれました。なるべくトラブルに巻き込まれたくないということ

は、皆さん共通の思いでしょう。クリーニングオフ制度の利用による解決策があることや、遺産相続、DV防止法などがあれば、法テラスへ相談すると解決へ導いてくれるとの心強いアドバイスをいただきました。今回の講演で、解決するためには少々の費用がかかることも学びました。午後からのアトラクションでは、ハーブとフルートの優しい音色や澄んだ歌声を聴くことができ、身も心も癒されるすてきな時間を過ごすことができました。

お楽しみ品のフリーマーケットは、出店数が少なく寂しい気もしましたが、会場内では、女性の購買意欲は衰えることを知らないようでした。

事前準備、当日の運営を振り返ると、女性のパワーや協調性を感じられ、参加者全員が楽しんだ女性のつどいになったのではないかと感じました。参加された全ての皆さん、お疲れ様でした。

会の動き

- 3月25日：釧女連理事会
- 4月11日：標女連理事会
- 4月24日：標女連総会
- 5月10日：釧女連総会
- 5月20日：釧路管内男女平等参画総会